

# 神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

「最低賃金確認した?」「最低賃金が改定されました」

- 令和3年10月1日から、神奈川県最低賃金は  
時間額1,040円  
(28円引上げ)となりました。
  
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者と使用者に適用されます。
  
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
  - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ② 臨時に支払われる賃金
  - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
  - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
  
- 中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる業務改善助成金（令和3年8月から、内容を大幅に拡充しています。）等、各種支援策、無料相談を用意しています。  
詳しくは、  
神奈川働き方改革推進支援センター  
電話：0120-910-090 受付時間 平日9:00-17:00  
にお尋ねください。

問合せ先 神奈川労働局労働基準部賃金室  
〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57  
横浜第2合同庁舎8階（電話045-211-7354）  
又は、最寄りの労働基準監督署

(注)「業務改善助成金」は事業場内最低賃金を20円以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

みんなチェック!  
最低賃金。

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ。

## 神奈川県 最低賃金

令和3年  
10月1日から  
[時間額]

1,040円

28円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>  
最低賃金制度



最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
神奈川県労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合  ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥親指手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

## 業務改善助成金

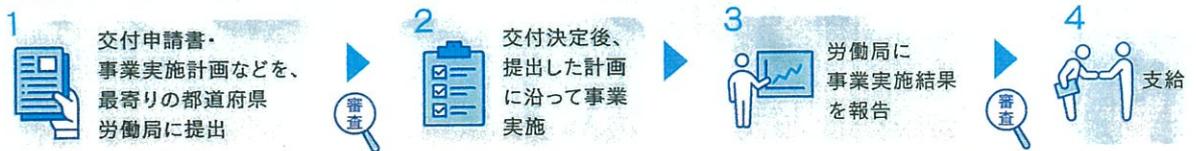
賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に利用しましょう。

業務改善  
助成金の  
動画も  
あります。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



助成金  
支給までの  
流れ



専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。